

電子商取引安全技術研究組合

定款

電子商取引安全技術研究組合定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の協同による、電子商取引に関する情報技術を用いた製品・システムのセキュリティに関する試験研究その他組合員の技術水準の向上を図るための事業を行う。

(名 称)

第2条 本組合は、電子商取引安全技術研究組合（英文名 Electronic Commerce Security Technology Research Association）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本組合は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第4条 本組合の公告は本組合の主たる事務所に設置の掲示場に掲示し、かつ、必要と認められる場合は、日刊工業新聞又は日経産業新聞に掲載して行う。

(規 約)

第5条 この定款で定めるもののほか、組合員の権利義務に関する事項、本組合の運営に必要な事項は、規約で定める。

第 2 章 事 業

(事 業)

第6条 本組合は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 組合員のために国際標準規格である I S O / I E C 15408 “Evaluation criteria for IT security”（情報技術セキュリティの評価基準）に準拠したセキュリティ評価技術を中心とする、電子商取引に関する情報技術を用いた製品・システムのセキュリティに関する試験研究を行うこと。

(2) 組合員のために前号の事業の成果を管理すること

- (3) 組合員に対する技術指導を行うこと。
- (4) 試験研究のための施設を組合員に使用させること。
- (5) 前各号の事業に付帯する事業。

(報告の徴収)

第7条 本組合は事業の実施に必要な限度において組合員から報告を徴することができる。

第 3 章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、国際標準規格である ISO/IEC 15408 “Evaluation criteria for IT security” (情報技術セキュリティの評価基準) に準拠したセキュリティ評価技術を中心とする、電子商取引に関する情報技術を用いた製品・システムのセキュリティに関する試験研究又は利用に関する事業を行う法人並びにこれらに関連する事業を行う法人とする。

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

- 2 本組合に加入しようとする者は、その旨書面をもって本組合に申し込まなければならない。
- 3 本組合は、加入の申込のあったときは、総会においてその諾否を決する。
- 4 本組合は、加入が前提の諾否を決したときは、その旨書面をもって申込者に通知する。

(組合員の議決権及び選挙権)

第10条 組合員は、各々1個の議決権を有し、平等の選挙権を有する。

(組合員の遵守事項)

第11条 組合員は、法令、定款、規約並びに総会及び理事会の議決を遵守しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知した上で事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前条の通知は、脱退しようとする事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決を経て除名することができる。

(1) 賦課された費用の納付その他組合に対する義務を怠った者

(2) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとした者

(3) 本組合の名誉を著しく毀損する行為をした者

(4) 本組合の秘密の漏えい等の不正行為をした者

2 前項の場合、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対し書面でその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 本組合は、除名した組合員に対し、除名を通知する書面を速やかに交付しなければならない。

(費用の賦課)

第14条 本組合は、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができる。

2 前項の費用の賦課割合は、各組合員が第6条第1号の事業を行う範囲、当該事業の成果を利用しようとする分量、その他事情を考慮して総会の議決により定める。

3 第1項の費用の額、徴収の次期及びその方法その他必要な事項は、総会の議決により定める。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、規約で定める。

(届出)

第16条 組合員は、名称、代表者又は住所を変更したときは、遅滞なく本組合に届

出なければならない。

第 4 章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第17条 本組合の役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事3人以上5人以内
- (2) 監事1人以上2人以内

(役員の任期)

第18条 役員は次のとおりとする。

- (1) 理事2年
 - (2) 監事2年
- 2 補欠及び増員のため選挙された役員は、その前任者あるいは現任者の残任期間とする。ただし、理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合には、新たに選挙された役員は、前項に規程する任期とする。
- 3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なお役員の職務を行う。

(理事の資格)

第19条 本組合の理事は、組合員たる法人の役員でなければならない。

- 2 前項の規程にかかわらず理事のうち組合員たる法人の役員でない者を、本組合の理事総数の3分の1を超えない範囲で置くことができる。

(理事長、専務理事及び常務理事)

第20条 理事のうち一人を理事長、一人を専務理事、一人を常務理事とし、いずれも理事会において選任する。

- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を執行する。
- 4 常務理事は理事長を補佐して本組合の業務を執行する。
- 5 理事長、専務理事がともに事故又はかけたときは、理事会において、理事のうちからその代理者または代行者一人を定める。

(監 事)

第21条 監事は、いつでも会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をなし、また、理事に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員選挙)

第22条 役員は、次に掲げるもののうちから総会において選挙する。

(1) 組合員たる法人の役員であって、立候補し、又は理事会もしくは10人以上の組合員から推薦を受けた者。

(2) 組合員たる法人の役員でない者であって、理事会もしくは10人以上の組合員から推薦を受けた者。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは抽選で当選人を定める。

4 第1項の総会の会日は、少なくともその20日前までに各組合員に通知し、かつ、公告するものとする。

5 第1項の規定による立候補又は候補者の推薦をした者は、総会の会日の15日前までに、立候補した旨又は推薦者の氏名を本組合に届け出なければならない。

6 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。

(役員報酬)

第23条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には総会の議決を経て報酬を支給することができる。

(研究所及び事務局)

第24条 本組合に研究所及び事務局を置く。

2 研究所及び事務局に関する事項は、理事会において決する。

(顧問)

第25条 本組合に顧問をおくことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第26条 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

第5章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第27条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続き)

第28条 総会を招集するには、会日の10日前までに会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって各組合員に通知しなければならない。

2 総会において役員を選挙を行う場合には、前項の規定による通知書に、第22条題5項の届出のあった立候補者及び推薦者の氏名を記載しなければならない。

(書面又は代理人による議決権等の行使)

第29条 組合員は、前条第1項の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の役員もしくは使用人でなければ、代理人となることができない。

2 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は出席者とみなす。

3 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(総会の議事)

第30条 総会の議事は、第34条各号に掲げる事項を除いて、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数の時は議長が決するところによる。

(総会の議長)

第31条 総会の議長は、総会ごとに出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第32条 総会においては、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第28条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第33条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更又は廃止
- (3) 試験研究の実施計画の設定又は変更
- (4) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更並びに事業報告及び収支決算
- (5) 費用の賦課及び徴収の方法
- (6) 組合員の加入又は除名
- (7) 役員報酬
- (8) 事業の一部又は全部の譲渡
- (9) 新設・合併における設立委員の選任
- (10) 損出の処理
- (11) 組合の解散又は合併
- (12) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認める事項

(特別の議決)

第34条 次の事項は、総会において組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 試験研究の実施計画の設定又は変更
- (3) 組合の解散又は合併
- (4) 組合員の除名
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 新設・合併における設立委員の選任

(総会の議事録)

第35条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに議長及び出席

した理事が署名又は記名押印するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 組合員数及びその出席者数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(理事会)

第36条 本組合の業務の執行は、理事会が決する。

(理事会の招集)

第37条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めたところに従い、他の理事が召集する。

3 理事は、必要があると認めるときは、何時でも、理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の規程による請求をした理事は、その請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会召集の手続きをしないときは、自ら理事会を招集することができる。

(理事会召集の手続き)

第38条 理事会の招集は、会日の7日前までに会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を、各理事及び監事に通知するものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、召集の手続きを省略することができる。

(理事会の議事)

第39条 理事会の議事は、理事の半数以上が出席し、その過半数で決する。

(書面による議決)

第40条 理事は、やむを得ない自由があるときは、あらかじめ会議の目的たる事項が通知された場合に限り、書面により理事会の議決に加わることができる。

2 前項の規程により議決に加わった者は、第39条の適用についてはこれを出席し

た者とみなす。

(理事会の議決事項)

第41条 理事会は、鉦工業技術研究組合法又は本定款で定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所
- (2) その他事業の執行に関する事項で、理事会が必要と認めるもの

(理事会の議長及び議事録)

第42条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 第35条(総会の議事録)の規定は、理事会の議事録に準用する。この場合において同上大2項大4号の中「賛否の議決権数」とあるのは、「賛否の議決権数並びに賛成した理事の指名及び反対した理事の指名」と読み替えるものとする。

(委員会)

第43条 本組合の事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第 6 章 会 計

(事業年度)

第44条 本組合の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(損失の処理)

第45条 損失の処理の方法は、事業年度ごとに総会において定める。

(延滞金)

第46条 本組合は、組合員が本組合に対する債務を履行しないときは、その期限の到来の日から履行の日まで、年率5%の割合で延滞金を徴収することができる。

第 7 章 雑 則

(残余財産の処分)

第 4 7 条 本組合の解散後の残余財産は、第 1 4 条台 1 項の規定により賦課された費用に応じて賦課された費用の限度まで組合員に返還し、なお、残余があるときは、その残余の額は総会の議決を経て、本組合の目的と類似の目的のために処分するものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 本定款は本組合の設立認可の日から施行する。

(設立当初の役員任期)

第 2 条 設立当初の役員任期は、第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、設立後最初に開催される通常総会終了の時までとする。

(第 1 回事業年度)

第 3 条 第 1 回の事業年度は、第 4 4 条の規定にかかわらず本組合成立の日から、平成 1 2 年 3 月 3 1 日までとする。

